

平成24年度政府予算編成及び施策に関する意見

重点事項

平成23年7月8日

全国町村会

全国の町村の多くは農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより心の拠り所として国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた。

個性溢れる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合った多様な基礎自治体が、それぞれの地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠である。

しかしながら、町村の懸命な取り組みにもかかわらず、少子高齢化や人口流出に加え、基幹産業である農林水産業の衰退をはじめ地域経済の疲弊、三位一体改革による大幅な地方交付税の削減等により、町村は依然として危機的な状況にある。

また、東日本大震災を教訓に、住民の安全・安心を確保するため、わが国の災害対策を抜本的に見直すことが求められている。

よって、平成24年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に下記事項について十分配慮するよう強く意見を申し入れる。

記

1. 原子力・自然災害対策の充実・強化に関すること

(1) 原発の安全規制の抜本的な見直し

今般の原子力災害を踏まえ、全国の原発に対する検査体制の強化や、事故発生時の地元町村・住民への迅速な情報提供体制の見直しをはかるとともに、原発に対する国の安全規制のあり方やその基本思想並びに実施体制等について、ゼロベースで抜本的に見直すこと。

(2) 防災基本計画の抜本的見直し

将来、発生が予想される地震、津波等の大規模かつ広域的な災害に対応するため、今回の地震・津波被害を把握・分析するとともに、地震動推定における規模や対象範囲の考え方および、被害想定手法

の再検証を行った上で、防災基本計画の抜本的な見直しをはかること。

(3) 災害救助法の弾力的運用の法定化

今般の大震災において、災害救助法の弾力的運用を行った事項で、今後起こり得る災害の迅速な救助に資するものについては、法律上明確に位置付けること。

(4) 震災関連特別法の恒久的制度化

今般の大震災において、「復興基本法」や「特別財政援助法」等の震災関連特別法に定めた事項で、今後起こり得る災害の迅速な復旧・復興に資するものについては、恒久的な制度化を検討すること。

2. 町村自治の確立に関すること

(1) 市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。

(2) 「分権型社会」を構築するため、次の事項を実現すること。

- ①国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- ②義務付け・枠付けの廃止・縮小と条例制定権を拡大すること。
- ③国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。
- ④都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

3. 地方税財政に関すること

(1) 地方の社会保障財源の安定的確保

地方の社会保障財源については、地方単独事業を含めた社会保障全体における費用推計を行った上で、国・地方それぞれの役割分担

に応じて、偏在性の少ない地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、安定的確保をはかること。

(2) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるよう、一定の地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

(3) 地方交付税の充実強化

東日本大震災への税制上の特例措置による国税の減少に伴う既定の地方交付税総額の減額は行わないこと。

また、特別立法により地方交付税の総額の特例を設け、東日本大震災の復旧・復興に資する経費を基準財政需要額として別枠で措置し、被災自治体等が必要とする財政需要に適切に対応できるようにすること。

(4) 一括交付金化について

平成24年度以降の一括交付金化については、東日本大震災の被害の甚大性、広域性に鑑み、復旧・復興事業が及ぼす影響を考慮するとともに、先行して実施された都道府県分の執行状況や改善意見も踏まえ、町村の意見が十分反映されたものとなるよう、慎重に検討すること。

4. 医療に関すること

(1) 市町村国保を都道府県単位に広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。

- (2) 国保財政基盤強化策を拡充するとともに、国費の追加投入等によりさらなる財政基盤の強化をはかること。

5. 少子化対策に関すること

- (1) 子ども手当の支給に要する費用は、地方へ負担転嫁することなく、全額国庫負担とすること。また、制度設計にあたっては、具体的な内容を早期に示すとともに、「国と地方の協議の場」等で、サービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について十分協議し、町村の納得できるものとする。
- (2) 子ども・子育て新システムの構築にあたっては、町村の意見を十分踏まえること。

6. 農林水産業に関すること

- (1) 戸別所得補償等の財源確保と法制化

本格実施2年目となる米、畑作物、林業、漁業への戸別所得補償・直接支払については、他の農林水産予算を削減することなく財源を確保するとともに、現場に定着した安定的な制度とするため法制化をはかること。

- (2) 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応

WTO、EPA等の国際貿易交渉にあたっては、農林水産業を犠牲にすることがないように粘り強く交渉を進めるとともに、例外なき関税撤廃のTPPについては、農林水産業・農山漁村のみならず、地域経済・社会そのものの崩壊につながるため、参加しないこと。

(3) 農林水産基盤整備予算の復元

農林水産業・農山漁村の再生と国が掲げた食料・木材自給率の目標（50%）達成に向け、平成22年度に大幅に削減された農林水産基盤整備予算を復元すること。